

## 行政文書の廃棄に関する意見聴取について

### 1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

令和5年度実施の有識者による書類審査分

令和4年度末に保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイル。

【廃棄対象行政文書ファイル数】

① 廃棄対象ファイル数	53,673冊
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	51,242冊
③ ①のうち、有識者が今後現物確認を実施するファイル数	2,431冊

【文書管理者・システム登録状況ごとの内訳】

知事部局

・システム登録分 33,164冊

・システム外分 7,056冊

各種委員会等

・システム登録分 5,054冊

・システム外分 8,399冊

### 2 これまで行った手続

#### (1) 県民からの意見聴取（県政パブリックコメント手続）

令和4年度末に保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイルについて実施。

- ア 意見聴取期間 令和5年10月30日（月）から11月28日（火）まで  
 イ 意見聴取の方法 廃棄対象行政文書ファイルを県のホームページに掲載した。  
 ウ 県民から提出された意見 0件※現時点

#### (2) 有識者による書類審査及び意見聴取

- ア 意見の聴取先 九州大学 三輪教授（九州大学附属図書館付設記録資料館）  
 イ 書類審査及び意見聴取 令和5年7月6日（木）から11月11日（土）まで  
 ウ 有識者から提出された意見 別添「令和5年度廃棄行政文書ファイル一覧」のとおり。

資料 1-2～1-5